

第1回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

1. 開催状況

日時：平成29年8月9日（水） 14:00～16:00

場所：電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）

秋池 玲子 委員（ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター）

安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）

市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）

沖 隆 委員（株式会社F-Power 副社長）

加藤 英彰 委員（電源開発株式会社 経営企画部長）

木畑 英記 委員代理（東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット系統広域連系推進室 副室長）

小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学研究科附属レジリエンス工学研究センター 准教授）

佐藤 裕史 委員（東京ガス株式会社 電力トレーディング部長）

竹廣 尚之 委員（株式会社エネット 経営企画部長）

津田 雅彦 委員（関西電力株式会社 総合エネルギー企画室 需給企画担当室長）

林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）

松塚 啓一 委員（伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 電力・ガス事業グループ 電力・ユーティリティ部門長）

松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

圓尾 雅則 委員（SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）

山田 利之 委員（東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長）

新川 達也 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長）

木尾 修文 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 卸取引監視室長）

欠席者：

秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）

岡本 浩 委員（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長）

議題：

- （1）容量市場の在り方等に関する検討会の設置について
- （2）容量市場の基本的な考え方について（容量市場創設に向けた検討状況の整理）

資料：

（資料1）議事次第

（資料2）容量市場の在り方等に関する検討会委員名簿

（資料3）容量市場の在り方等に関する検討会の設置について

（資料4）容量市場の基本的な考え方について（容量市場創設に向けた検討状況の整理）

2. 議事

(1) 容量市場の在り方等に関する検討会の設置について

- 事務局より、資料3に沿って、容量市場の在り方等に関する検討会の設置について説明が行われた。
- 資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局とすること、議事は発言者の個人名とともに公表されること、一般傍聴を受け入れる公開の場で行われることが確認された。

[主な議論]

特になし。

(2) 容量市場の基本的な考え方について（容量市場創設に向けた検討状況の整理）

- 事務局より、資料4に沿って、容量市場の基本的な考え方について説明が行われた。
- 過去4回分の勉強会の議論の振り返りとともに、今後の予定について確認された。

[主な議論]

（佐藤委員）

勉強会を通じて今まで議論した中で述べさせていただいたことを含め、振り返りのコメントをさせていただく。今回、改めて事務局からご説明いただいた資料を見て、これほど多岐にわたる論点を扱ってきたことを振り返ると、当初、我々の方で色々と考えていたことが、その他の論点等との整合性や全体的な最適化の観点から、やはり少し見直した方が良くと思う場面もいくつか出てきたと考えている。そういった観点を踏まえると、勉強会で全体を一通り俯瞰したわけであるが、今後の各論点についての詳細設計が、他の論点に影響を及ぼすような相互作用は十分に考慮していく必要があると考える。勉強会の中で全体を一通り見渡してきたため、その勘どころについては我々も基本的な部分を身に着けることができたと思っているが、場合によっては議論を手戻りとする、つまり、こちらの議論がこうなるのであれば、あの議論はこうなるべきであったというものは今後も出る可能性があることは、より良い制度設計という目的のためにも、ご容赦頂きたいと考えている。引き続き一生懸命考えていくため、よろしく願います。

（市村委員）

全体の振り返りとして、3点ほど意見を申し上げる。

1点目は、スライド24とも関係があるが、容量市場は集中型として、市場管理者の広域機関が一括でkW価値を調達するスキームが基本的な考え方であるが、それを法的にどう整理するか、権利義務関係の所を整理しておいた方が良く考える。一括でkW価値を調達する以外にも、例えばJEPXでは基本的に相对契約のプラットフォームを提供するものであり、JEPX自体は電力を買うという行為は行っていない。税の観点も含めて考え、どのような形が法的に望ましいのかを一度整理しておいた方が良く考える。

また仮に、広域機関でkW価値を一括で調達する形となった場合で、小売事業者が支払いをしなかったために発電事業者への支払いが不足するときにどこがリスクを負うのか、広域機関が基本的にそのリスクを負うものとして発電事業者には影響がない形とするのか、もしそのような場合、広域機関の会費で不足分を支払うということになるのかについても整理が必要である。そのような点を含め、そもそもkW価値とは何を売買しているかも法的に悩ましいのであるが、こういった権利が、どこと取引されているのか、それによってどのようなリスクがあり、それに対してどういった手当をしなければならないのか、今一度、整理した方が良く。

2点目は、スライド22の下から2ポツ目の、BG内での差し替えを可能にすることで規模の大きな事業者が圧倒的に有利になるという意見について、これはその通りであるが、他方で、もともとBGの仕組みは、新規参入者や小規模事業者のニーズがあり、複数の事業者でBGを組むことで電力調達リスクやインバンスリスクをヘッジする目的として設けられていると理解している。そのような視点から、新電力事業者においてBGでの差し替えを認めることが必要なのかどう

かということも、今後の議論で必要だと考えている。

3点目は、スライド 39 の経過措置について、基本的には2つの選択肢を取り得るということであり、ウインドフォールの議論は確かにあると思っているが、何のための経過措置かという理由は、それに限られるものではないと考えている。例えば、制度導入直後における、小売事業者の支払い額の急激な負担増加に対する経過措置という視点も1つとしてあると感じている。今後、議論を進めるに当たっては、発電事業者へのウインドフォールといった観点に限らず、何のために経過措置を設けるのかを議論し、明らかにすべきであり、その議論によって経過措置の具体的な内容も変わってくると考える。その上で、スライド40ページについて、仮にこのような経過措置を設けた時に若干懸念するのは、相対取引への影響がどうなるのかということである。仮に経過措置によって発電事業者が受け取るkW 価値がゼロ円となった場合、発電事業者は相対取引を基本的に見直したくないので、そのままの契約を望むのではないか。しかし、この制度改革の趣旨は、kW 価値とkWh 価値を分けるということであったと思うため、本来的には相対契約の見直しを進めていくべきと考えている一方で、このような経過措置を設けることで、相対契約の見直しが起きないということがあるのではと考える。それをどう考えるのか、それは経過措置期間中の過渡的なものとしてやむを得ないものと整理することも考えられるが、悩ましいと思っている。また、小売電気事業者にとっては容量市場への支払いが発生するため、小売側から相対契約の見直しが要請された場合、発電事業者にとっては元々得ていた収益が純減する形となる。それが電源の維持といった観点から、経過措置は適切であるのかという点を考える必要がある。正に今後の議論と考えるが、そもそもどういった経過措置を設けるのか、どういう趣旨なのかを考えていただきたい。

→（進士企画部長）

市村委員の3点目の経過措置に関するご意見について、確かに、小売側の立場から見ればソフトスタートという観点的意味合いもある。相対契約がどうかという点については、容量市場では、小売電気事業者の方からkW 価値の対価を支払い、発電事業者にその対価が支払われることになるため、各々の既存の相対契約の考え方に従って、相対契約は見直されていくものと考えている。その際、各々の事業者の規模と、相対取引の大きさ等によって、どのように相対契約を見直していくのかは、その場の立場により変わっていくものと考えられる。それを把握するためにも、色々なシミュレーション等を行っていく必要があると考えている。

（松村委員）

今回の資料の性質について確認である。「勉強会における主な議論」として記載されているものについて、これはこのような意見を勉強会で述べた人が居たという事実を記載しているだけであり、それが正しいか正しくないかということを確認したものではないということを確認させていただきたい。どういうことかという、資料に記載された全ての意見が間違っているわけではないが、ここに記載され、このように説明されたことは決して勉強会でオーソライズされたものと思わないでいただきたいということである。資料に記載されている意見の中には、非論理的な意見も含まれており、そのような意見には今後の詳細検討においても当然批判することになるし、ロジックの説明を求めることがありうる。その際には、この資料に記載されておりオーソライズされているから説明不要とは言えない。意見があったという事実が書かれていることは理解するものの、それがどういう根拠と理屈に基づいているかは、今後必要に応じて求めていくことになるので、念のために最初に確認させていただきたい。それは事務局資料についても同じ。こういう形の資料が出てきたことは良いが、本当にこれで良いのかということはこれから議論していくものと考えている。これまでの議論を全部ひっくり返す意図ではないものの、まだ決着がついていない点や、納得していない点もあり、確認させていただいた。

次に集中型市場と、kW 価値供出の義務に関して、スライド 14 によると、容量市場は発電事業者にとって kW 価値の収益機会であり、kW 価値を供出しない電源もあり得ることは尤もであり、その時にある種の価格支配力を行使するおそれがあるという指摘も尤もである。その意見に関連し、スライド 14 では、価格支配力の行使も懸念されるため、一旦容量市場に参加しなかった電源等を後から再び出す場合には、一定の監視をするとの案が示されている。確かに

その対策もあり得るが、しかし、それだけでは価格支配力の抑制として全く不十分と考える。供給力を絞って価格を高くしようとするものが、例えば本来ならば 10 の kW 価値を供出できるものの、あえて 9 しか供出せずに価格を吊り上げ、出さなかった 1 については、未来永劫、容量市場に出せないと言われても、痛くも痒くもないことは当然あり得る。価格支配力を行使し kW 価値を供出しないという観点から、それをどう防止していくのかという点は、様々な文脈でとても重要になっていくと考える。事務局の資料の案はあくまで対策の一例として述べられたものであり、それだけでこの問題が解決するという意味ではなかったと考えるので心配はしていないものの、確認として念のために意見を述べさせていただいた。

次に、スライド 12 で、国の審議会の整理では容量市場があってもなくても最終的には消費者の負担は同じになると整理されたことは事実である。この整理を本当にこの場の委員が全員理解しているか、例えば市村委員が本当に理解しているのか不安に思っている。この点もう一度考えていただきたい。この整理は、基本的に容量メカニズムは電源投資を促し、供給力を増やす効果があるから成り立つこと。容量メカニズムによって供給量が増えると、その結果として kWh 価格が下がる。現実的には kWh 市場の価格スパイク発生減少という格好で現れてくる。消費者においては、容量市場への固定費支払い部分が電気代に乗るため、その支払いだけが増えるように見えるかもしれないが、卸料金、可変費の低下を通じて消費者は利益を得ることができるため、結局、中立になっていくという話であり、その点をまず理解していただきたい。これは、容量市場の支払いによって供給力が増えるというメカニズムがあって初めて成り立つ話である。新設電源については疑いもなく供給力の増加に寄与するものと考えられるが、容量市場の制度が無いことを前提として建設されていた電源に対する支払いからは供給力を増やす効果を期待できず、単純に支払いだけが出ていくことになるため、中立にはならない。したがって、経過措置を設けず、容量メカニズムが無くても建設されていた電源に対しても支払いを行えば、その分は完全に持ち出しとなり、先ほどの中立という議論は成り立たなくなる。容量メカニズムは経済的に中立であることを大前提とし、消費者に負担を求めるものではないという議論から始まったものであるため、当然として、経過措置が必要だという議論がされていることを理解していただきたい。その上で、それ以外の観点からの経過措置もあり得るとも理解するが、しかし、ここで議論されている経過措置を設けない場合は、それは国の審議会では中立と説明されていたけれど、実際には消費者の負担は増えるものであり、それは事業者の利益をととても良く考え、実際この検討会には事業者の代表が委員としてずらりと並んでいる訳であるが、そのような事業者の利益を確保するために消費者の利益を犠牲にする形で、国の審議会での整理をひっくり返してこの検討会で結論を出した、ということであれば経過措置がなくても十分説明できると考える。もしそのような結論をするならば、そのようなことを決定したという事を、正確に国民に伝える義務があると考えている。また、議論している容量市場の経過措置は、ほんの短期間ということではないはずと考えている。実際、市村委員も関与した、連系線利用における間接オークションにおける経過措置においては 10 年というオーダーの経過措置を設けており、それよりも短い経過措置には当然ならないはずであり、例えば 20 年といったオーダーの経過措置になるはずである。決して短い期間の経過措置ではないため、相当慎重に議論していく必要があると考えている。

→ (市村委員)

私はそもそも経過措置が必要無いと発言したのではないことをご理解いただきたい。別の視点として、ウィンドフォールのための経過措置なのかどうなのかということで、松村委員のご発言にもあったように、制度改正による国民負担の増加を避けるという観点からすれば、小売事業者の支払いの観点から経過措置を講じるという整理もあるのではないかと思っている。

もう一点、連系線利用ルールの間接オークション導入に伴う最長 10 年の経過措置については、基本的には元々与えられていた権利が法的には残っており、それをどう保護するのかという話であり、今回の容量市場という新たな制度導入にあたり、どのように制度設計するのかという話は、法的に別物の話であるので、そこは明確に分けて議論しなければならない。そういう意味で言うと、経過措置は是々非々で議論しなければいけないし、何のための経過措置であるのかを議論していく必要がある。

(木畑委員代理)

容量市場の設計について、スライド 23、24 で、全国一律のオークションでやること、連系線制約を考慮することに対して、特段異論はない。

各エリアで確保する容量は、供給信頼度と経済性の観点から決まるものと考えており、容量市場で確保された供給力を何らかの考え方で小売事業者に配分するということになるので、課題で挙がっていたようにエリア間の値差の扱い等もあるので、海外の事例も参考にしながら、調達に要する費用を各小売事業者間で公平に負担できるような仕組みを議論する必要がある。具体的には、エリアを連系線で連系することによって、予備力の調達量を削減する効果があり、事業者によっては自エリア外に供給力を確保しているような場合は、どのように考慮されるのかというような点も整理する必要がある。

スライド 18 で、すべての相対契約の内容を確認するところで、管理のコストやリスクがあるということだが、kW 価値の相対契約を認めた場合には、容量の認証だけすれば、契約の内容まで一つひとつ確認する必要もないので、必ずしも管理が複雑とはならないのではないかと考える。例えば、PJM のように、全量オークションで、相対契約分の容量を認証した上で、容量市場の精算の対象からは除外するというやり方も一案としてあるのではないかと考える。

経過措置について、スライド 39 で、ウィンドフォールの有無が論点となっているが、相対契約や差金決済契約を締結している電源は、容量市場で得た収入からその差分を小売事業者に返金するため、電源 A 種・B 種にかかわらずウィンドフォールは発生しない。一方で、市場で勝負している電源は、市場価格の変動によって損を被るリスクがある。今後は電源 A 種でも相対契約をやめて市場で勝負する電源も出てくると思う。こういった電源は、事業を続けていくために容量市場から収入を得る必要があると判断して、そういった形態をとる。そのときに、電源を建設しようと思意思決定をしたときにどう考えていたかということと、現在の状態を考えると、意思決定をしたときに予想しえなかった事業環境の変化がある。それに対応するために容量市場に参加する電源 A 種の電源をウィンドフォールと見なすのは間違っていると考える。

以上より、電源の種類や相対契約の有無にかかわらず、このスライドで定義されているウィンドフォールは無いので、経過措置を行わないという選択 1 が適切であると考えている。そのほかに経過措置の考え方があれば、今後議論していく必要があり、我々も経過措置がこういった形でもあり得ないと考えているものではないので、新たな考え方があれば、議論させていただく。

(津田委員)

2 点申し上げさせていただく。

スライド 2 で、広域機関が行っている供給計画の取りまとめの結果として、実効性のある供給力確保のあり方について検討する必要があるという提言が、容量市場の検討の契機となったと認識している。電力システム改革により、多種多様な小売事業者が参入してくるので、実効性のある供給力確保の仕組みは非常に重要である。

具体的には、供給計画の計画段階で調達先を未定としていた場合は、その後相対契約の締結や JEPX を通じて供給力を調達することになるが、供給力そのものが不足した場合は、調達のしようがないということになってしまうので、今後も持続的に競争が進められるように、電力システムの中に実効性のある供給力の確保の仕組みが欠かせないと考えている。

もう一点は、供給力確保の必要性が高まっている中で、再生可能エネルギーの導入拡大等に伴い、卸電力価格や稼働率が低下しており、発電事業者にとっては、従来にない厳しい事業環境になってきている。このような状況では、新增設やリプレースへの投資判断は慎重にならざるを得ないし、安定供給に必要な既設電源の維持も困難となり、供給力の確保に支障がでるのではないかと感じている。仮に、経過措置によって既設電源に適切な支払が行われなくなると、そもそも容量市場の目的の実現にマイナスの影響を及ぼすのではないかと懸念している。容量市場の目的は必要

な供給力を維持するということだと思っているので、既設火力が廃止されたときに新設火力で補うのか、既設を改修するかについては同じ効果だと思っている。

(山田委員)

一般送配電事業者として重要と考えている論点を申し上げる。

1 点目は、スライド 5 で、競争が激しいエリアの予備率が下がり、今後の競争の進展次第で、供給力が厳しくなることが想定されるので、安定供給を実現するという観点で、供給力、予備力が確保できる市場設計をお願いしたい。

スライド 11 で、需給調整市場との関係が重要な論点と記載されており、スライド 13 にも記載があるように、容量市場で確保された供給力を一般送配電事業者が実需給断面で調整力として十分に活用するということで、安定供給を実現するということになると認識しており、重要な論点と認識している。

スライド 39 以降の経過措置の考え方について、第 4 回の勉強会で経過措置が既設電源の廃止インセンティブにならないという意見もあったが、調整力として性能の高い既設電源の早期撤退に繋がらないような仕組みにしたい。

(小宮山委員)

需要曲線の調達目標量の設定について、一般的に、諸外国でも LOLE 年間 3 時間、10 年で 1 日程度という想定のもとで調達目標量を設定しているということであるが、スライド 30 の供給コストと停電コストを最小化することで最適なアデカシーの量を決定する方法も広くオーソライズされたものであると思う。

停電コストの評価が難しいということであるが、LOLE による手法と、コスト最小化でアデカシーの量を決めるという 2 種類の手法をうまく使いながら、より経済的な調達量を検討する進め方でコスト評価の検討を継続してもらいたい。

(竹廣委員)

経過措置について、木畑委員代理から、事業環境の変化に対応するために容量市場に参加するという意見があったが、理解に苦しむところである。

容量市場の意義は今後、適切なタイミングで発電投資がなされ、必要な発電能力が維持されることだと考えているので、事業環境が過去から色々と変化してきたために容量市場に追加利益を期待して参加するという意見は理解に苦しむ。

過去に一般電気事業者が容量市場を当てにせず意思決定し、規制料金下の原価算入で投資回収してきた電源と、これから新しい制度のもとで意思決定されて投資される電源を同列に扱うことには非常に違和感があるので、経過措置導入の検討をお願いしたい。

(加藤委員)

これからの検討会のスタートということで、我々発電事業者としても議論を深めていくことに貢献していきたい。他の委員の発言と重複することもあるが、コメントを申し上げる。

スライド 11 の他市場との関係について、これから kW 価値、kWh 価値、 Δ kW 価値と複数の市場が作られていくが、それぞれ取引のタイミングが異なる。そのなかで、新規電源の開発、大規模増改良、リプレースや設備廃止といった経営判断を、各市場の取引を通じた経済合理性を以て経営判断をしなければならぬ。他市場との関係は極めて重要な論点であると考えます。

スライド 28 の需要曲線について、発電事業者として投資回収の期間は極めて重要である。15 年から 20 年の投資意思決定をし、事業の評価をしている。需要曲線の設定における投資回収期間においては、会計面、税務面の観点も考慮して頂きたい。

容量市場の制度設計において何に重心を置くのかが重要である。新規電源開発、新陳代謝なのか、既設の維持を含めた kW の維持なのか、それとも小売事業者への負担の納得感なのか、何を優先するのかというのが重要なポイントであり、この点については更に検討を深めていきたい。

足元では需要が停滞する一方で、再生可能エネルギーが大量導入されている需給構造の中で、既設設備の維持が極めて重要な課題である。kW 価値という意味では新設電源と既設電源で変わらないので、既設電源の維持に関する視点についても極めて重要な問題認識と思う。

最後に、本検討会のマターではないが、これまでの基本的な契約のパターンでは、基本料金と従量料金の 2 部料金制でやってきている。このような契約の形も、市場の制度が整備されていく中で見直しの必要が出てくる。発電事業者としては、既存相対契約の見直し協議が円滑に進むように、必要に応じてガイドラインの制定等を考えて頂きたい。

(木畑委員代理)

先ほどの意見の補足であるが、事業環境変化のための保険として容量市場を設計して欲しいわけではなく、電力自由化や卸価格の低下を踏まえて、すでに電源の維持が困難になりつつあり、容量市場を事業性確保のために活用する必要があると考えている。決して、必要のない収益を得るために容量市場を活用するという事ではない。

(佐藤事務局長)

スライド 39、40 のウィンドフォール論について、誤解があるようなので補足する。ウィンドフォールの有無について、カッコ書きで説明を書いたとおりの「制度導入に伴って発生する、電源運開時には予想しなかった収益」は間違いなくある。主張として、「ウィンドフォールがあるけれど、諸々の制度改正や再生可能エネルギー導入といった事業環境の厳しさによるマイナス面と比べると遥かに収益は小さく、ネットでゲインが無い」ということなら理解できるが、ウィンドフォールが無いということにはならない。

また、経過措置を入れると既設電源の維持が困難になるという話であるが、経過措置による控除が 100%でない限り、既設電源を除却するとその容量分の受取りが少なくなってしまう。もし、受取りが極端に少なく、メンテナンス費用も出ない場合は除却もありえるが、少なくともこの一案で出させて頂いたスライド 40 の経過措置の例だと、幾ばくかの支払はされるはずであり、除却してしまうとその支払も受けることができなくなる。「既設電源に対して、メンテナンス費用くらいは支払を受けないとどうしようもない」という議論であれば理解できるが、経過措置により支払が控除されると既設電源の維持のインセンティブが無くなるということではないということを前回の勉強会で議論していたはずである。

→ (松村委員)

適切な経過措置であれば、既設の電源を廃止するインセンティブは経過措置が無い場合と全く同じであり、そのように設計可能であることは前回の勉強会で説明済みである。それにもかかわらず、前回の勉強会と同様の意見が繰り返されている。こういうことを何度も繰り返してしていけば、時間切れとなって経過措置が入れられないということもあり得なくもないが、もう少し論理的になってほしい。勉強会は非公開であったから参加していない人はわからないかもしれないが、電源を余分に廃止するインセンティブを与えない方法があり得ると、あれだけ懇切丁寧に説明したにもかかわらず、全く聞かなかったかのごとく、いつまでも同じ発言を繰り返していたら議論が全く進まないのではないかと心配である。具体的に、この制度ではこういう歪みがあるということを指摘することを、具体的な制度設計時にはお願いしたい。

→ (津田委員)

佐藤事務局長が説明されたスライド 40 についてであるが、電源 A 種は容量市場からの支払いは行われず、基本的に 0 円である。それを電源 B 種と組み合わせるので、全体として支払が行われるということかと思う。結局は考え方としては既設電源には支払がないことになるので、佐藤事務局長の説明の、電源の維持に必要な支払に満たなければ問題であるが、上回っていれば問題ない、ということと繋がっていないように思える。

→（佐藤事務局長）

そうはいつでも除却してしまうとその分の支払が 0 になるという、前回の勉強会でもされた説明が正しいと思い、ここで繰り返した。

→（松村委員）

経過措置の資料に関して、事務局の作成資料がわかりづらく、必ずしも正しく表現できていないことは、既に非公開の勉強会で説明済みではなかったのか。今回は、これまでの勉強会の振り返りということで過去の資料をそのまま使用しているが、今後経過措置を具体的に議論する回では適切な説明がされるはずなので、それを聞いた上で、既得権益を守るのに汲々とするのではなく、論理的な議論をお願いしたい。

（新川オブザーバー）

容量市場創設は電力システム改革の重要なパートを構成するものと理解している。今後必要に応じて、監視等委員会の事務局として監視等委員会に報告していくことになるが、制度設計専門会合や、監視等委員会内の議論を踏まえて、改めて監視等委員会として意見を申し上げることがある可能性があることを初めに申し上げておく。

スライド 11 に調整力の確保の論点について、調整力公募や需給調整市場との関連が非常に大きいので、容量市場で対応するリスクについては、これらの市場との関係を総合的に俯瞰した上で進めていくことが重要である。

集中型の容量市場では需要曲線の作り方が極めて重要な要素であるが、容量市場への入札は発電事業者の戦略を認める任意性があるなかで、スライド 15 のように、調達目標量の評価の際に供給力を 0 と評価すると、容易に市場操作が可能になることが想定される。事務局からは市場復帰に制約を検討するという説明があったが、そもそもそういった動機自体を解消する方法を検討すべきではないか。いずれにせよ、この点は大きな懸念である。

詳細設計の論点整理が出てきているが、今後更に議論が具体化していく中で実務を見据えた議論が重要である。例えば、小売事業者からの確実な費用回収や、回収不可能時の補填の要否といった実務的な課題は非常に重要である。また、リクワイメントの履行を誰がどのように確認するのか具体的な議論が必要であり、監視等委員会としても注視したい。他にも、二重払いの防止や、経過措置、追加オークションにおける市場支配力の行使の懸念、シミュレーションの必要性については、これまでの勉強会との重複を避けるが、引き続き問題意識を持っていることをお伝えしておく。

（林委員）

kW 価値、kWh 価値といったものが様々な市場等で絡み合う中で、お互いの因果関係をどう評価するか、どうやって見せる化をして議論するか、今後考えていく必要がある。定性的な議論だけではなく、シミュレーション試算のようなものが必要ではないか。容易に行えるものではないことは承知しているが、利害関係がある中でコンセンサスを得るためには、そのような試算やシナリオといった、共通の見せる化が必要だと考える。

以上